

大分県地域デジタル活用支援員データベース運営規約

(目的)

1. 誰一人取り残されない、人に優しいデジタル社会を目指し、デジタル活用等について地域で教え合う体制を構築するため、高齢者等へスマートフォンの基礎知識を分かりやすく教える意欲ある個人や団体を、「大分県地域デジタル活用支援員（以下、支援員という）」として登録し、大分県内の団体や行政機関等（以下、希望団体という）が地域で開催するスマートフォン講座等において、支援員としてその開催を支援するもの。

(登録要件)

2. 「大分県地域デジタル活用支援員データベース」に登録する者は、大分県が主催する地域デジタル活用支援員研修または、大分県が認定する類似の研修を受講するか、講師等のスキルを有すると認められた者とする。

(支援員の心得)

3. 支援員は、デジタル活用支援を行う際、関係する機関、地域住民等との連携に努め、スマートフォンの楽しさを普及する。

(登録の手続き)

4. 「大分県地域デジタル活用支援員データベース」に登録を希望する者は、誓約書に同意の上、登録フォームに必要事項を記載すること。

(登録の変更・取り消し)

5. 支援員は、登録した事項に変更が生じた場合または、登録の取り消しを希望する場合はその旨を登録機関に速やかに報告するものとする。

5-2. 支援員が公序良俗に反する行為を行った場合、登録機関は登録を抹消し、速やかに支援員に通知する。

(支援申込み)

6. 講座等で支援員の支援を希望される際は、登録機関に申請を行う。なお、日時や場所、内容によってはマッチングできない可能性もある。

6-2. 申込み後、希望団体と支援員のマッチング及び日時調整は登録機関が行う。なお、希望団体から謝金等がある場合、その事務処理は希望団体と支援員の間で行い登録機関は関知しない。

(支援員の活動)

7. 大分県を中心に活動する団体、行政機関等からのスマートフォン講座等の希望に基づき、開催地は原則として大分県内とすること。

7-2. 非営利な活動において支援員派遣を行い、営利活動には一切関与しない。

7-3. 会場の確保や参加者への告知等の事務的な作業については、希望団体が行う。

(個人情報の適正管理)

8. 支援員は活動を通じて知り得た団体の組織情報を団体の許可なく第三者に漏らしてはならない。

8-2. 希望団体は活動を通じて知り得た支援員の個人情報を本人の許可なく第三者に漏らしてはならない。

(費用の弁償等)

9. 支援員は、登録機関に対して、デジタル活用支援の実施について報酬および費用弁償を請求することはできない。

9-2. 支援員は、登録機関に対して、支援中の事故等による損害について補償を求めすることはできない。

9-3. 希望団体はイベント保険等の加入を推奨する。

9-4. 希望団体は、「大分県地域デジタル活用支援員データベース」を利用し活動を行った際に発生したトラブルや事故等については、当事者間で解決を図ることとし、登録機関は責任を負わないものとする。

(登録機関)

10. 「大分県地域デジタル活用支援員データベース」の登録機関は、大分県商工観光労働部 DX 推進課及び登録業務を委託する、公益財団法人ハイパーネットワーク社会研究所とする。

10-2. 登録機関は、『大分県地域デジタル活用支援員データベース支援員名簿』を作成し、管理するものとする。登録機関は名簿の個人情報を、地域でスマートフォン講座等を開催する主催者に提供するなど、第1項の目的を達成するために利用し、目的外利用はしないも

のとする。別途、支援員の承諾を得たものはこの限りでない。